

## 井原地域勤労者互助会規約

(目的)

第1条 本会は、井原地域内の事業所の従業員及び事業主の福祉の増進を図るとともに、事業所・商店等の振興発展に寄与することを目的とする。

(地域の範囲)

第2条 井原地域の範囲は、井原市及び矢掛町とする。

(名称及び所在地)

第3条 井原地域勤労者互助会（以下「互助会」という。）は、事務所を井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互による共済事業
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員となることができる者は、井原地域内に事務所を有する事業所・商店等に勤務する勤労者及びその事業主とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 試用期間中の者

(入会金)

第6条 本会に加入しようとする者は、所定の入会届を提出し、1人100円の入会金を納入しなければならない。

2 入会金は、返還しないものとする。

(会費)

第7条 会費は1人月額500円とし、毎月末までに所定の方法により納入しなければならない。

- 2 前項の会費の納入は、1ヶ月払い及び6ヶ月払い、1年払いで前納することができる。
- 3 会費は、返還しないものとする。ただし、前納者の退会によるときは月割で返還する。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員たる資格を喪失する。

- (1) 第5条に規約する会員資格を失ったとき。
- (2) 会費を納入期日までに納入しなかったとき。ただし、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(退会)

第9条 本会を脱退しようとする者は、所定の会員名簿（新規・異動）を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決定により除名する

ことができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に違反し、又は信用を失わしめるような行為をしたとき。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 役員は、次の方法により選任する。

- 2 会長は、井原市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、理事の中から互選により選出する。
- 4 理事は、次の各号において選出された者とする。
  - (1) 評議員会において事業主の中から選出された者。
  - (2) 評議員会において従業員の中から選出された者。
  - (3) 井原商工会議所専務及び井原市建設経済部長の職にある者。
  - (4) 井原地区労働者福祉協議会の代表者2名
- 5 監事は、評議員会において事業主及び従業員の中から各1名を選出する。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会の事務及び会計を監査する。

(任期)

第14条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(議決機関)

第15条 本会に次の議決機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第16条 評議員会は評議員をもって構成し、評議員は会員が10名以上の事業所の中から1名、事業主または事業主が推薦する者をあてる。

- 2 評議員会は、毎年1回以上会長が招集する。
- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

(評議員会の議決事項)

第17条 評議員会は、理事会で決定された事項を議決する。

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定、改廃に関する事項
- (2) 事業計画の決定に関する事項
- (3) 予算の決定、決算の認定に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(書面表決及び委任)

第20条 やむを得ない事由により、評議員会若しくは理事会に出席できない評議員若しくは理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第16条第3項及び第18条第3項の規定については、出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、会長は書面による表決を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第21条 評議員会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した評議員及び理事の氏名（書面による表決者及び表決を委任した者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 会議の内容

2 議事録には、出席者の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

(共済事業)

第22条 第4条第1号に定める共済事業の内容は、互助会が別に定める要綱にて規定する。

(助成)

第23条 会員に次の各号に掲げる事業で助成事由が生じたときは、所定の手続きを経て別に定める助成金の給付又は割引を行う。

- (1) 健康増進事業
- (2) 余暇活動事業

(3) 体力増進事業

(4) 自己啓発事業

(効力)

第24条 給付金等に関する効力は、毎月月末までに会費を納入した者については、翌月1日の午前0時から発生する。

(事業年度)

第25条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第26条 互助会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもって充てる。

(職員)

第27条 互助会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、会長の指示を受け会務に掌理する。

3 職員は会長が任免する。

(委任)

第28条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 第14条本文の規定にかかわらず、初期の役員の任期は、就任の日から昭和64年3月31日までとする。

3 第19条第3号中、予算決定について、当分の間給付事由に係る補正予算措置は、会長において専決することができるものとする。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。